

唐代の主僕関係

—筆記小説を例として—

翁 育 瑄*

1. はじめに

日本では中国古代身分制に関する研究がすでに戦前から進んでおり、とくに法制史・国家政策の側面からの研究が豊富である。堀敏一『中国古代の身分制——良と賤』はその集大成であり、この課題に関する先行研究や諸説の主な議論、堀氏自身の議論も含めて、詳細に紹介している¹。中国語著作の分野でも、近年成果があがっている。李天石『中國中古良賤身份制度研究』は中国・日本の学者の研究成果を取り入れ、敦煌・トルファン等の出土文書を利用し、魏晉から唐末の身分史料を整理し、唐代の兩税法施行が雇傭制の普及を加速させたことを指摘した²。このように、いまさら先行研究を乗り越えるのは困難なことであるが、拙稿では、法律の条文や国家政策の側面ではなく、社会的視点から、唐代の主僕関係の一側面を分析したい。

唐代社会史の研究にとって、筆記小説は最適な史料と言える。小説には数多くの奴婢の姿が見られ、脇役として主人とともに各物語の場面に現れ、さらに主役や重要な役を演ずる場合もある。彼らは主人の日常生活の世話や家事や労働に従事し、主人一家と共同生活をしているというのが一般的な印象である。大澤正昭「答、僕、家族関係——『太平広記』、『夷堅志』に見る唐宋変革期の人間関係」は小説に登場するさまざまな「隷属民」の身分・地位を分析しているものの、奴婢、部曲、

良民出身雇傭人との間に曖昧さが存在し、判断しづらい場合もある。

また大澤氏は『太平広記』中の賤民は「奴・婢」と「傭・客」との二通りの呼称の集団に分けられ、両者の重なる部分は「僕」と表示され、「傭・客」の身分は法律中の「部曲」と同じであることを示した³。この大澤氏の観点については、筆者も同意する。

唐代文献に見られる奴婢の呼称について、李伯重氏は十三種に分類した。これらの呼称には前代から踏襲したもの以外に、新しい呼称もある。同じ呼称を使用しても必ずしも奴婢を指すわけではない場合もあり、場合毎に逐一分析し、正しい判断を下すことが必要となる⁴。小説中の賤民の呼称は、「奴婢」のように法律と同じものもあるが、その仕事の内容による呼称も多いと筆者は考える。宋代以後、職業の専門化に伴い、呼称も変化し、新しい名称が出現するためである。

拙稿では、筆記小説からみた死後世界、解放された奴婢、及び地獄審判という三つの問題を例として、小説中に叙述された主僕の姿から、唐代主僕関係の実態を観察する。

2. 「唐暉」に見える死後世界の主僕関係

「唐暉」⁵の歴史研究上の価値について、陳弱水「從「唐暉」看唐代士族生活與心態的幾個方面」⁶は主人公の家系や婚姻、士族男性の妻方居住の現象、唐代の喪葬習俗と死生観、士族の女性の教育と品德観を分析した。「唐暉」は、士族の行為と

*台湾・東海大学歴史学系助理教授

心理を集中的に反映する興味深い小説と指摘されている。

「唐暉」は、開元年間（713～741）に唐暉が妻の実家の衛南荘に宿泊した際、亡き妻の張氏が幼い娘及び奴婢をつれて冥界から会いに来た話を記す。物語の中に出現する奴婢は、張家の既に亡くなった婢、及び唐暉が張氏の供養のために焼いた紙の奴婢である。最初に登場したのは「羅敷」という婢である。

羅敷先出前拜、言娘子欲叙夙昔、正期與七郎相見。暉問羅敷曰、我開元八年、典汝與仙州康家、聞汝已於康家死矣、今何得在此。答曰、被娘子贖來、今看阿美。阿美即暉之亡女也。

とあるように、張氏はまず婢の羅敷を派遣して、唐暉と会いたい旨を伝える。唐代小説では、士族の女性は一般に直接男性と面会せず、まず婢を遣わしてから現れる。同様に、男性が意中の女性（士族の女性）と会おうとする時も、必ず女性の身の回りの世話をする婢を通して目的を達する。「鶯鶯伝」⁷の張生、「飛煙伝」⁸の趙象、などである。たとえ妓女であっても、李娃（「李娃伝」⁹）や霍小玉（「霍小玉伝」¹⁰）のように、その身边には「侍兒」が仕えていた。このことから、士族の家庭にとって、奴婢は不可欠であり、奴婢を養うことは身分の象徴であるのみならず、特に士族の女性にとって、人間関係の対外窓口であったことがわかる。

また、張氏は開元十八（730）年に死んだが、羅敷はすでに開元八年に仙州康家に典売（買い戻し条件付き売却）され、その後、康家で亡くなっている。羅敷は生前は旧主の家に戻らなかったが、死後に冥界で主人の妻張氏に買い戻され、唐暉の夭折した娘の美娘の世話をした。ここには奴婢が典売された後また買い戻されたと記されており、注目すべきであると思われる。典売は、売り手が一定の期間内に買い戻しをすべきもので、買い戻しをしなければ、永遠に買い手の所有となる。『唐律疏議』卷26雜律 買奴婢牛馬立券条（総422条、

雜律34）では、奴婢の売買に際しては必ず「市券」を立てることになっているが、現存する唐代の人身買賣契約書（敦煌文書やトルファン文書）では、奴婢売買の契券と良民の売身・典身契約は存在するものの、奴婢の典売の契券は見られない¹¹。

良民が売身・典身せざるを得なくなる理由は、貧困・負債などの経済的要因であるが、主人が奴婢を売る動機も、筆記小説の記載によれば、寵を失うとか主人の意に沿わないなどのほか、やはり経済的要因が最も重要である。『雲谿友議』では、秀才崔郊の姑が貧窮によって一人の「婢」を山南東道節度使于頔に売ったとあり¹²、また『李娃伝』の滎陽生は李娃に会った後、手持ちの財産を使い尽くし、最後に乗っていた馬と「家童」を売らざるを得なかった¹³。唐暉が羅敷を典売した理由について、文中では明言していないが、経済的に困窮したことが最も重要な要因であろう。そうでなければ、張氏も死後に買い戻す必要はなかったはずである。『北夢瑣言』には、咸通年間（860～874）に、唐五經というあだ名の荊州の書生が不肖の子弟の「三變」を論じ、田産、書、奴婢を売る者は不肖の子弟であるとして、これを「蝗蟲」、「蠹魚」（蛀書蟲、シミ）及び「大蟲」（虎）になぞらえている¹⁴。これによって当時の士族社会の観念では、奴婢を田産や書と同様に、士族の重要な資産と見なしていたことがわかる。『紀聞』には、殿中侍御史李逢年が妻の鄭氏と離婚した後、再婚しようとし、戸曹李暉が彼に兵曹李札の妹を紹介した¹⁵。李札の妹は美貌で、元氏の寡婦であるとして、その持参財産が豊かで、「従婢」が二十人もいることを強調している。しかしこの結婚話は、「同姓不婚」原則に反することから沙汰やみになった。奴婢は持参財産のほか財産分けの際の対象ともなり、敦煌文書中の家産分書にはその例が見える¹⁶。

再び小説の筋書きに戻る。張氏が幼女美娘とともに出てきて唐暉と会った後、彼は家人に命じて挨拶させ、飲食を備えて張氏とその侍者を接待さ

せた。

暉悉飯其從者、有老姥、不肯同坐。妻曰、倚是舊人、不同羣小、謂暉曰、此是紫菊嬭、豈不識耶、暉方記念、別席飯。其餘侍者、暉多不識、聞呼名字、乃是暉從京廻日、多剪紙人奴婢、所題之名。問妻、妻曰、皆君所與者、乃知錢財奴婢、無不得也。

とあるように、その中の紫菊嬭という人物は、張氏に「舊人」と言われており、明らかに他の奴婢より地位が高く、それゆえに彼らと同席しなかった。「嬭」と称される者は乳母であることが多いので、紫菊は張氏の乳母で、長く張家にあって主家と親密な関係にあり、死後も張氏と一緒に生活していたのかもしれない。その他の侍者は唐暉が張氏の供養のために焼いた紙奴婢で、名前は唐暉の与えた名であった。中國古代の墓葬では墓中に陪葬品を置く習俗があり、それらの陪葬品は「明器」といわれたが、陳弱水氏は、唐以後、紙製の明器を焼いて陪葬品に代えるようになったとする¹⁷。『通幽記』の「盧頊」の記事も、紙奴婢に言及している¹⁸。

しかし、六朝隋唐の志怪小説に現れる明器、特に怪異をあらわす明器は、いずれも木製の明器である。木製明器であれ紙製明器であれ、これらはいずれも人格を付与され、死者に仕えるために奴婢として遣わされたものであった。明器が主人に反抗した場合もあり、『広異記』には死者が人間の協力を得て家にある明器の反乱を平らげたという¹⁹。明器が主人に売られた場合もあり、『博異志』には、崔氏の孀婦が貧困を理由として妓や婢を売り払い、張不疑は「金釘」という婢を買い取ったが、のちにその婢が木製明器であることに気づき、墓を発掘すると婢を売った金が棺の前に置かれていたという話を載せる²⁰。

小説の最後、ついに離別の時が来た。

悲喜之間、不覺天明。須臾、聞扣門聲、翁婆使丹參傳語、令催新婦、恐天明冥司督責。妻泣而起、與暉訣別。

とあるように、舅姑は使者の丹參を使わして新婦の出発を促した。夜明け前に冥界に帰らなければ冥界の役人から処分を受けることを恐れたのである。妻が亡くなったとき、唐暉は洛陽におり、葬式に参列しなかった。衛南莊に戻ったのは数年後のことで、張氏の葬式は実家で行われた可能性が高いと思われる。張氏は生前、実家の衛南莊に住み、死後も唐家の家族墓園に葬られていなかったが、死後は舅姑と同居していた²¹。婢の羅敷の場合も同様であり、仙州康家で亡くなっている羅敷は、当然張氏と同じところに葬られていなかったが、死後に冥界で張氏に買い戻され同居している。生前は同居せず葬る墓所も違っているが、かえって死後に同居している。ここで面白いのは、死者の生活範囲は小さな墓室から脱出し、冥界全体に広がると見なしていることである。丹參については、文中には舅姑の使者とあるだけで、身分や性別は不明であり、奴婢の類の人物であろうと推測されるのみである。

以上、「唐暉」に描写される主僕関係は、生前・死後を通じて変わらないものであり、冥界での生活は生前のように、奴婢は主人と同居し、主人に遣わされ、この主僕関係は人間界から冥界に継続している。「死後は生前の継続」、このような死生観は、唐代からではなく、すでに漢代から存在している。漢代の墓葬の陪葬品は、車馬衣食など日常用品のほか、さまざまな奴婢僕従も見られる。冥界は人間界のように、墓中の生活は生前のままである²²。「唐暉」の張氏は冥界で人間同様の生活をして、寝食はすべて奴婢が世話している。生後まもなく夭折した娘の美娘も成長し、父親と会った頃はすでに五、六歳になっている。冥界では張氏の両親はまた彼女に「北庭都護鄭乾觀」の甥・明遠と再婚するよう勧めたが、本人に拒絶された。両親が彼女に再婚させようと図った理由について、おそらく唐暉が妻を亡くしてから再婚したことと関係があると思われる。このように冥界では人間とは変わらない生活をしており、ただ住

む世界が違うだけである。

『玄怪録』に明器奴婢が人間界に流離っている物語がある。武徳（618～626）の初年に江州參軍曹恵が官舎の仏間で出会った二本の精美な木彫り——軽素・軽紅は、自らを南斉宣城太守謝朓の墓にある明器だと述べる。彼女たちの主人謝朓は生前に正室の王氏と不仲で、冥界でも同居できない状態になり、そのため謝が「天帝」に離婚を願い出て、許可を得てから王氏が二女一男を連れて実家に戻り、謝は楽氏と再婚し、幸福に暮らしている。東魏天平二（535）年、墓は盗賊に侵入され、財物は攫われ、軽素らが持ち出され、人間界に流離っているという。ここでは墓主の謝朓の婚姻問題が生前から死後に持続しており、離婚ののちまた再婚するというように、冥界での生活は人間界と変わらないとしている。

この物語では軽素・軽紅両明器も人格を付与され、最後に新主人の曹恵によって解放されている。

恵又問曰、汝二人靈異若此、吾欲捨汝如何。即皆言曰、以輕素等變化、雖無不可、君意如不放、終不能逃。廬山山神、欲取輕素為舞姬久矣、今此奉辭、便當受彼榮富。然君能終恩、請命畫工、便賜粉黛。恵即令工人為圖之、使搗錦繡。輕素笑曰、此度非論舞伎、亦當彼夫人。²³

とあるように、曹恵は軽素らを靈異の故に捨てようとしたが、廬山神が二人を踊り子として取りたいと言い出したため、曹は画工に命じて彼女らの漆を塗り替え、華麗な服を着せ、二人の歡心を買った。物語の最後には廬山神廟の巫女の口を借りて、二人は念願の山神の妾になり、富貴な生活をしているといわせている。現実には人身売買あるいは他の事情で、奴婢が主人を変える話は珍しくない。ただ、ここで注目すべきは明器奴婢が靈異だとしても、主人に解放されない限り、自由を得られない点である。そのため、曹恵からの解放がなければ軽素らは逃れられないのであり、冥界の主僕関係は人間の律と一致することが証明される。

人間界の生活は死後も継続しているだけでなく、仙人になったとしても変わりはない。人間界の生活が仙界にもたらされるという観念は漢代からであり、有名な唐公房の物語では、屋敷と六畜もまた唐家一家とともに昇天した²⁴。六朝隋唐志怪小説に描かれている仙界も、奴婢に囲まれ贅沢な生活をし、人間界の上流社会に酷似する。『騰聽異志録』は李令緒の奇遇を記載している²⁵。令緒が江夏にある叔父の許を訪問すると、そこでおばと自称する狐仙と会い、おばは婢の金花を随行させ令緒を保護した。途次には金花が天兵を召して強盗を殺し、宿の主人の娘より狐魅を追い払う。京に着き金花が別れを告げる際に、おばはある太守の娘で令緒の一族であり、蘇氏に嫁いだ後病気で亡くなり、金花自身はおばの「従嫁」で、おばの死後数ヶ月に亡くなり、死後もおばに仕えていると話す。「天帝」はおばを「天狼將軍」と結婚させ、ゆえに靈異な力を持ち、金花もそのおかげで同じ力を得たという。この物語ではおばが死後仙人になり、婢の金花も主人とともに仙人になった。二人の主僕関係は実家から嫁ぎ先へ、人間界から冥界へ、最後は仙界へと続き、金花は主人に随行して離れることはなかった。

上述の諸例によれば、主僕関係は生前・死後を通じて不変であり、たとえ仙人になっても同様だとされていた。奴婢は必ず主人に解放され良民になってはじめて、主僕関係を変えることができる。次章では奴婢の解放、つまり放良の問題を探る。

3. 「無雙伝」に見える放良奴婢の主僕関係

「無雙伝」は、建中年間（780～783）の王仙客と表妹（母方の従妹）劉無雙の恋愛の悲歎離合を描いたもので、唐人傳奇の代表作の一つである²⁶。仙客の父は早くに亡くなり、母に従って母の兄弟の劉震の家に住んでいた。仙客と劉震の娘の無雙とは子供同士の無邪気な関係で、仙客の母は臨終前に兩人を結婚させたいという希望を表明したが、

劉震の承諾を得られなかった。仙客は襄陽に帰って母を葬り、服喪したあと、再度劉家に戻った。

唯恐姻親之事不諧也、遂鬻囊橐、得錢數百萬。舅氏舅母左右給使、達於廝養、皆厚遺之。又因復設酒饌、中門之内、皆得入之矣。諸表同處、悉敬事之。遇舅母生日、市新奇以獻、雕鏤犀玉、以為首飾、舅母大喜。又旬日、仙客遣老嫗、以求親之事、聞於舅母。舅母曰、是我所願也、即當議其事。又數夕、有青衣告仙客曰、娘子適以親情事言於阿郎。阿郎云、向前亦未許之、模樣云云、恐是參差也。仙客聞之、心氣俱喪、達旦不寐。

とあるように、仙客は無雙と結婚するため、舅父母（母の兄弟とその妻、ここでは無雙の父母）の歓心を買おうと劉府の召使たちに付け届けをし、機会をとらえて「老嫗」を遣わして舅母に願いを伝えたところ、舅母は口頭で承諾した。しかしその後、仙客は「青衣」から、舅が依然として結婚を許さないことを聞き、意気消沈してしまった。ここには、劉府の下人の各種の身分と呼称が見られる。仙客が付け届けをした左右の「給使」・「廝養」等は劉府のなかで使役され、賤役に携わる男僕である。仙客が求婚の意を伝えた「老嫗」及び舅父の意向を知らせた「青衣」は、主人夫婦の生活起居の面倒をみ、女主人に近侍する女僕である。仙客が僕人に付け届けをしたということは、これらの奴婢が士族家庭における人間関係の重要な橋渡しであったことを示している。特に高官の家庭では多くの奴婢を養っていたので、彼らを通じて交際を行う必要があった。

小説の筋書きに戻ると、その時突然、逕源節度使の姚令言が長安城を攻め取り、徳宗は西奔し、姚は舊帥の朱泚を擁立して皇帝とした。劉震は急いで仙客に家族の世話を頼み、結婚の許可を与えた。先に城を出た仙客は、舅父一家を待ったが会えず、彼らが反乱軍につかまったことを知り、密かに襄陽に帰らざるを得なかった。三年後に亂は平定され、仙客は長安にもどって舅父一家の消息

をたずね歩いた。

至新昌南街、立馬彷徨之際、忽有一人馬前拜。熟視之、乃舊使蒼頭塞鴻也、鴻本王家生、其舅常使得力、遂留之。握手垂涕、仙客謂鴻曰、阿舅舅母安否。鴻云、並在興化宅。仙客喜極云、我便過街去。鴻曰、某已得從良、客戸有一小宅子、販繪為業。今日已夜、郎君且就客戸一宿、來早同去未晚。遂引至所居、飲饌甚備。

とあるように、仙客は新昌南街で「旧使蒼頭」塞鴻に会い、舅父一家がまだ興化坊に住んでいることを知った。塞鴻はすでに解放されて良人となり、「客戸」として賣布業に携わり、小さな家を持っていた。塞鴻は仙客を一晩家に泊まらせて、款待した。文中では塞鴻を「旧使蒼頭」としているが、それは彼が仙客と過去に主僕関係にあったことを示している。塞鴻はもともと王氏の家生奴であった。即ち、その父母が奴婢であれば、生まれた子も当然その身分を受け継いで奴となるということである。その後、仙客の母の里帰りについて劉震家に来て、劉氏の家奴となった。解放されて良人となった後、塞鴻は絹織物の販売を行っていた。絹織物は上層社会の衣料であり、これは、彼が上層社会における自分の人脈を利用して高級衣料の売買を行っていたことを示す。「霍小玉傳」のなかの媒人の鮑十一娘にも類似の状況が見られる²⁷。もともと薛駙馬家の青衣であった鮑十一娘は、解放されてすでに十余年であったが、手腕と弁舌によって、豪門大戸に出入りしていた。鮑十一娘は人間関係をうまく利用することができたが、このような能力は、奴婢時代の訓練によるものだろう。彼女は、上層社会の人脈によって婚姻の仲介業をしていたと考えられる。

小説の筋書きに戻ると、この時、劉震が反乱軍の官職を受けたために妻とともに極刑に処せられ、無雙が後宮に入れられたという知らせが伝わる。仙客は号泣して、自分が身よりのない存在になってしまったことを嘆いた。

又問曰、舊家人誰在。鴻曰、唯無雙所使婢採蘋

者、今在金吾將軍王遂中宅。仙客曰、無雙固無見期、得見採蘋、死亦足矣。由是乃刺謁、以從姪禮見遂中、具道本末、願納厚價、以贖採蘋。遂中深見相知、感其事而許之。仙客稅屋、與鴻蘋居。

とあるように、塞鴻は、無雙の婢の採蘋が今、金吾將軍王遂中の家にいることを知らせた。仙客はそこで、贈り物を持って遂中に面会し、高額で採蘋を買い戻すことを申し出た。遂中はそれに感動して同意し、仙客はそこで家を借りて塞鴻・採蘋と同居した。小説の後半では仙客が侠客の古押衛の協力で、奇計をめぐらし無雙を救出する。古は秘密を洩らさないように、この計画に参加する塞鴻を含めた十数人を殺し、最後は自分の首を斬った。仙客と無雙はついに故郷に戻り、結婚して子供を生み、夫婦そろって老いた。

唐代小説では、奴婢が解放されたあと、依然として旧主と同居するという例がいくつかある。たとえば『續定命録』では、李行脩は自分が妻の王氏の幼妹と再婚した夢を見て、目覚めたあとすぐに家に帰ったことを述べる²⁸。行脩は妻が泣いているのを見て、家の「旧使蒼頭」が逆らったためだと思い、老奴を棒で打とうとしたが、家人はみな、老奴が厨房で「朝、行脩が王氏の妹と再婚した夢をみた」と話したからだ、と言った。文中では老奴を「旧使」としているが、彼は依然としてその家に住んで、厨房で働いていたのである。ここから、主人に解放されて良人となっても、なお旧主と同居していたことがわかる。大中五(851)年四月の「呉孝恭墓誌」の誌主も、解放後、旧主と同居していた奴婢であった。

故光祿苗卿家人捧琴。宅内自遭大事、日放為良、所買時契券并焚毀訖。姓呉改名孝恭、年六十七。大中五年四月廿六日染時疾亡於東都恭安坊宅内。呉孝恭孝順小心、幹謹端直、不欺於人、不誣於上、僕隸之中、殆無倫比。自童稚之歲、伏事尊長、在左右凡五十餘年、未嘗一日有嘖眉竊語之過。嗚呼、斯人也、豈易得哉、以此尤宜重焉。

亡之明日、殯於東都城北清風鄉郭村。²⁹

墓誌の原石は現在、千唐誌齋に蔵されている。墓誌主の身分は士大夫階層が多いが、この墓誌は非士族出身者の少数の墓誌の一つである。誌主の捧琴は、光祿卿苗氏の家人であり、咸通八(867)年二月の「苗素墓誌」には、以下のようにある。

君諱素、字繪臣、……曾祖元震、大理司直、贈祕書監。祖藏器、陳州司馬。父詢、光祿卿致仕、贈工部尚書。³⁰

この兩誌の年代は近く、「故光祿苗卿」とは、苗素の父の苗詢であろう。「苗素墓誌」の撰者は苗素の兄の苗晦で、墓誌を書いた時の肩書は「郷貢進士」であった。捧琴の墓誌には撰者の名はないが、「故光祿苗卿」という語から見ると、当時苗詢はすでに死去しており、墓誌の撰者はおそらく苗詢の子孫の世代であろう。或いは、「苗素墓誌」の撰者である苗晦かもしれない。この家族については、ほかに開成四(839)年閏正月の苗鼎の墓誌もある³¹。墓誌の撰者は誌主の末弟である苗詢で、当時の肩書は「朝議郎守洛陽令上柱國賜緋魚袋」であった。「苗鼎墓誌」によれば、苗鼎にはそのほかに次弟の苗申もおり、苗鼎は次子であるので、その上にさらに兄が一人いたことがわかる。「呉孝恭墓誌」では、彼が「左右に在りしこと凡そ五十餘年」と言っているので、苗詢の父の苗藏器の在世中に苗家に入ったものと推測される。

唐代の文献に見える奴婢は、姓を持っている者も姓のわからない者もいる³²。墓誌によれば、捧琴の本姓は呉であり、解放されて良人となった後、孝恭と改名したという。捧琴という名は、主人に服務するという意味があり、それゆえに良人となったあと、改名して身分の改変を示したのかもしれない。「苗素墓誌」は、苗素が「東都恭安里の私第」で亡くなったとする。「呉孝恭墓誌」は、捧琴が「東都恭安坊宅内」で亡くなったという。彼が解放されたのちも、主人と同居していたことがわかる³³。また、苗素は「洛陽縣清風鄉西郭原

耐于先塋」に葬られ、捧琴は「東都城北清風郷郭村」に葬られていて、その死後、苗氏家族の墓地の附近に安葬されていたことがわかる。墓誌は捧琴の家庭環境については述べていないので、結婚していたかどうかはわからない。墓誌は彼が「不欺於人、不誣於上」「自童稚之歳、伏事尊長、在左右凡五十餘年、未嘗一日有嘸眉竊語之過」であったと述べており、それは、奴僕が主人に忠実に仕えるべきだという当時の原則と要求を反映している。

敦煌文書に見える放良書（奴婢解放の証文）には、主人が奴婢を解放する原因として、いくつかのものが挙げられている。第一は、主人の病氣、第二は主家に長年仕えたのでその功勞に報いるというもの、第三は善行を施すということである。敦煌文書に見える放良書は因果応報の觀念を強調し、前世の因縁によって今世の人生の貴賤が決まるとしている。すなわち、前世で善行を積んだ者は今生では貴人となり、前世で罪業を犯した者は今生では奴婢の境遇に落ちるということである。解放によって善行を施すとも述べており、当時流行していた仏教思想を見ることができ³⁴。「吳孝恭墓誌」には「宅内自遭大事、日放為良」とあり、この「宅内大事」の内容は不明だが、捧琴の解放の理由は仏教思想と関係があると思われる。

『唐律疏議』卷12戸婚律 放部曲為良条（総160条、戸婚律11）の疏議には

依戸令、放奴婢為良及部曲、客女者、並聽之。皆由家長給手書、長子以下連署、仍經本屬申牒除附。……據戸令、自贖免賤、本主不留為部曲者、任其所樂。

とあって、解放されたり自ら贖身したりした奴婢について、主人が留めて部曲とすることを許可している。捧琴は解放され良人となった後も、なお主人と同居していたが、その戸籍上の身分は部曲であった可能性が高い。戸令では「家長から手書を与える」とあるが、「吳孝恭墓誌」では、買った時の契券を焼いたというのみである。1976年に

内蒙古の西部で出土した長慶三（823）年十一月の「王少儀墓誌」に、

公昨因染疾、放家人從良。漢婢淨徳、年五十一、前使金吾李大夫賞得、任取本姓張。男春子、年十二、乞姓王、名昌鉉、與男昌鉷為弟。契丹婢蕃名信的鈴、漢名春燕、年十四、乞姓王、行第十五娘、與賈氏夫人為女。長慶三年九月廿八日、設逆修齋、對僧士並與手書、仍用都虞候司廢歸德州印。付他年失墜、及有子孫近房眷屬妄為抑壓充賤、任阿張等啓檢誌銘、官司申訴。……其年十一月十七日誌成……淨徳女不弱年十歳、畢男昌鉉一世、後放從良。³⁵

とあって、天徳軍鎮將の王少儀は病氣に罹った翌日の長慶三年九月二十八日に、「逆修齋」を設け、同時に奴婢三人を解放した。「逆修齋」とは誌主が死後の法事を生前に行うことをいう。墓誌がこの年の十一月に完成し、「唐太原郡王公逆修墓誌銘并序」と題されていることから、「逆修墓」の墓誌だとわかる。つまり、誌主が生前に自分の墓を建て、墓誌も生前に書かれたが、誌主がいつ死亡したのかについては墓誌には書かれていない³⁶。

墓誌には放良手書は「僧士」にも与え、誌主の官印を押し、子孫近親者が「圧良為賤」をする場合、淨徳らが墓誌を持ち官憲に訴えることができると記されている。前引『唐律疏議』戸婚律 放部曲為良条には奴婢を解放して手書も与えた場合、「圧良為賤」をすることは許されないと明確に示されている。解放された三人——五十一才の婢・淨徳、十二才の奴・春子、十四才の婢・春燕のうち、未成年者の春子と春燕は誌主の養子女となり、苗字は誌主とともに王として、春子は昌鉉と改名した。春燕はもともと契丹人で、信的鈴という名を持ち、淨徳は靈武節度使李進誠から賞与され、解放された後本姓の張に回復した。墓誌の最後に淨徳の十才の娘・不弱は誌主の末子・昌鉉から解放されたと記されるが、おそらく誌主の死後の出来事であろう。

放良奴婢が主人の養子女となれるかどうかにか

ついで、『唐律疏議』卷12戸婚律 養雜戸為子孫条（総159条、戸婚律10）には賤民が養子女となることは許されないとあり、違反の場合、「養男従重、養女従輕」の方針で科刑し、養子女は賤民の身分に戻される。また、主人がいない部曲奴婢及び主人が自分の部曲奴婢を養子女とする場合、科刑して部曲奴婢を良民とすることが許される。つまり、主人が自分の奴婢を養子女とすることは許されないが、奴婢を良民とすることは許される。本例のように、放良奴婢を養子女とする場合、違法にはならないようである。唐律の養子法では、異姓養子は基本的に認められないが、三歳以下の捨て子を養子とすることは許され、養女には制限がない。このように、十二才の春子は養子となれないはずであるが、誌主一家が辺境に居住し、また誌主自身が鎮将という地位にあるなら、唐政府がその法律責任を追及することはなかったと思われる。

奴婢解放の史料のなかに「驅使已久」という語が多いことは、解放された奴婢の殆どが高齢であったことを示している。現実的な条件から考えても、老齢の奴婢は労働力が低下しており、主人から見ても使役にこななくなっているため、解放して良人にしたのだろう。また、これらの老齢の奴婢の家庭内における地位は、目上の者に近くなっている。「無雙伝」のなかで、塞鴻は仙客と再び共同生活をするようになってから、塞鴻は仙客の前途を心配し、彼に積極的に出仕するよう勧めており、父親のような態度である。仙客もその助言を受け、友人の援助を求めて、官職に就こうとしている。両者の関係は「家人」のようで、主僕の境界は曖昧になっている。

近年出土した「王緇夫婦合葬墓誌」にも類似の状況が見られる³⁷。趙振華の考証によれば、誌主王緇は玄宗朝の戸部侍郎楊慎矜の兄慎餘の家童であり、慎餘は墓誌の作者楊彤の祖父である。楊慎矜らは天宝六（747）年十一月に宰相の李林甫によって陥られて投獄され、兄弟三人ともに獄死し、家族も嶺南に配流されたが、15年後慎矜の官爵

は回復された³⁸。誌主の名は宜来で本姓は王であり、事件が起きてから楊家一家とともに康州（現在の廣東にある）に「謫居」し、冤罪を晴らしてから一家は都に戻り、楊彤の祖母（慎餘の妻）が彼を「百姓子李氏」と結婚させ、また楊彤の父親が彼に「緇」と改名させた。改名の事例はすでに前述の諸例に見られ、おそらく誌主がそのとき楊家より解放されたと思われる。前述のように、放良奴婢は主人と同居する場合には部曲となり、また唐律では部曲の妻が良民であることが許される。そのため、誌主は解放されると良民の妻と結婚できた³⁹。

楊彤は生後すぐに父親を亡くし、また朱泚の乱に遭ったことより、母親に育てる暇がなかったため、誌主夫婦が代わりに保育していた。以後一家は洛陽に移住するが、楊彤が9才のとき母親を亡くして、誌主夫婦は彼が11才及び15才の時に亡くなった。楊彤が任官して、両親・兄の改葬を終えた後、周りの人から結婚を勧められたが、誌主夫婦の合葬の件に配慮し、費用を出して甥の楊洙に命じて念願の合葬工事を果たした。誌主夫婦とは主僕関係でありながら、保育の恩があり、楊彤自身が50才に達しても、個人の結婚より合葬工事を優先させるなど、家族のような絆が見られる。

奴婢が主人から解放されて良民になり、身分が変わっても、主僕関係が完全に消えるわけではない。放良奴婢にとってかつての主僕関係を持つ旧主は、法律上では一般人として扱われないのである。『唐律疏議』卷23鬪訟律 部曲奴婢詈舊主条（総337条、鬪訟律36）によると、放良部曲奴婢と旧主の間で、互いに傷害、殺傷などの罪を犯した場合、部曲奴婢の科刑と変わりがない。当該条文の疏議には、

五服尊卑、各有血屬、故毆尊長、節級加之。至如奴婢、部曲、唯繫於主。為經主放、顧有宿恩、其有毆詈、所以加罪。非主之外、雖是親姻、所有相犯、並依凡人之法。

とあって、放良奴婢にとって旧主は「宿恩」があ

り、「過失殺傷」の場合一般人として扱われるが、ほかにはすべて奴婢と一致している。これに対し、旧主の親族（期親以下）の場合、一般人として扱われる。法律上からみた主僕関係は依然として不均等であり、それについて、筆者はすでに他所で論述したので、ここでは繰り返さない⁴⁰。

弱者には自分の權益を守ることすらできないため、正義をかなえるためには最終的には神様に祈るしかない。次章では奴婢が自分の正義を主張するため、地獄審判に訴えたことを説明する。

4. 小説から見た地獄審判と主僕関係

六朝隋唐の志怪小説には数多くの地獄の審判が見られる。この類の物語が盛んになるのは仏教と関係があるはずであるが、陳登武はこの種の物語には仏教、道教と民間信仰の地獄観が混交し、完全に仏教の思想とはいえないと指摘している。また、この類の物語にはパターンがあり、主人公が冥司（冥界の官憲）に誤審され冥界に入って（入冥という）、地獄を遊歴したが、寿命が尽きなかったため人間界に戻り、後に地獄見聞を宣伝する⁴¹。地獄の審判を善悪因果の応報と見なす思想が普及し、しかも地位階層の差別がないとされた。『報応録』には洪州司馬王簡易が二度も入冥したことが記されている。簡易は腹に物が生えて（腫瘍と思われる）初めての入冥をしたが、五年の寿命が残っているため、城隍神は彼を人間界に戻した。

至五年、腹内物又上築心。逡巡復醒云、適到冥司、被小奴所訟、辭氣不可解。其妻問小奴何人也。簡易曰、某舊使僮僕、年在妙齡、偶因約束、遂致斃。今腹中塊物、乃小奴為祟也。適見前任吉州牧鍾初、荷大鐵枷、著黃布衫、手足械繫、冥司勘非理殺人事、款問甚急。妻遂詰云、小奴庸下、何敢如是。簡易曰、世間即有貴賤、冥司一般也。妻又問陰間何罪最重。簡易曰、莫若殺人、言訖而卒。⁴²

とあるように、五年後腫瘍が悪化してから二度目

の入冥があった。簡易は一度目覚めて自分が「旧使僮僕」の「小奴」に訴えられ、自分の不当な行動で彼を死なせたため、腫瘍は彼の仕業であると妻に語った。また、入冥の際に元吉州刺史の鍾初が刑具を身に付け、「非理殺人」の罪で審判されていた様子を目にした。妻が「小奴」のような卑しい人が主人を訴えられるのかと聞くと、簡易は冥界には身分の差がないが、殺人がもっとも重い罪であると答えた後すぐ亡くなった。

城隍はもともと民間信仰の中では地方を守る神であり、唐に入ってからその信仰が各地に普及し、冥司も掌り、冥界審判の機能を備えるようになった⁴³。人が生まれる前に寿命が決められ、天神がそれを記録し、人の善悪行為によって寿命が増減することを掌るとするが、それはすでに唐以前の道教に存在している観念である⁴⁴。この物語の中には、民間信仰と道教の要素のほか、冥界審判においては身分の差に関係なく誰でも告訴できるということが示されている。現実社会には叛乱罪以外の場合、奴婢が主人を訴えることは許されない⁴⁵。主人が官憲を通さず有罪の奴婢を殺した場合、「杖一百」だけ科刑し、過失殺人の場合は無罪となるが、逆に奴婢は主人を冒瀆する行為を行うと、言葉の過ちでもみな重刑を科された。主僕関係の不均等はこのように示されている⁴⁶。だが、冥界審判には身分の差が関係しないため、横死した奴婢が冥界で主人の暴行を訴え、報復することが許される。

『通幽記』にはある婢が生きてまま主母に埋められ、後に生き返る物語がある。韋諷が家の庭園を手入れしていると、生きている人間のような女性の死体を掘り出した。まもなく彼女は蘇生し、起きてから韋諷と会話した。

言是郎君祖之女奴也。名麗容、初有過、娘子多妬、郎不在、便生理於園中、託以他事亡去、更無外人知。某初死、被二黑衣人引去、至一處、大闕廣殿、賁勇甚嚴、拜其王、略問事故、黑衣人具述端倪、某亦不敢訴娘子。須臾、引至一曹

司、見文案積屋、吏人或二或五、檢尋甚鬧。某初一吏執案而問、檢案、言某命未合死、以娘子因妬、非理強殺、其斷減娘子十一年祿以與某。又經一判官按問、其事亦明。判官尋別有故、被罰去職、某案便被寢絶、九十餘年矣。彼此散行、昨忽有天官來搜求幽繫冥司積滯者、皆決遣、某方得處分。如某之流、亦甚多數、蓋以下賤之人、冥官不急故也。⁴⁷

女性の名は麗容で韋諷の祖父の婢であり、祖母の嫉妬のせいで、生きたまま庭に埋められ、行方不明と見なされた。入冥の当初、主母が犯人であることを訴える勇気がなかったが、冥司は主母が「非理強殺」したと判断して、主母の11年の寿命を麗容に与えたが、事情によって判決の実行が九十数年遅れた。

この物語は明らかに『晋書』にある干寶の父の婢が蘇生したことの換骨奪胎であるが、地獄の審判の場面が加えられ、人間味が強くなっている⁴⁸。唐代小説に描かれた地獄審判における官僚組織及び訴訟は人間と同じであり、この物語も例外ではない。文中に、審理の当初は黒衣の人の案内で王(閻魔)に参拝して大体の事情を聞いてから、ある部門に連れて行かれ、吏一人が「檢案」して「非理強殺」と判断し、主母の寿命を主人公に与えるも、もう一人の判官が「按問」し結果も同じであったが、その判官がミスで職を離れた結果、事件はそのまま九十数年間に渡って置き去りにされた、という記述がある。「天官」が滞獄事件を調べたことにより、主人公は生き返ることができた。主人公は「下賤之人」の件については冥官が急いで解決しないため、冥界には自分のような者が少なくないと述べる。ここでは人間界のような官僚組織と訴訟が運営され、皇帝の「慮囚」と同じように「滞獄」を調べ、最後は現実社会にも見えるような身分による差別がみられる。

この物語では地獄審判には身分の差別がなく、奴婢が主人を訴えられるが、官僚組織が判決を実行する場面で、差別待遇が現れた。仏教が地獄審

判を唱える目的は善業の励行と悪業の禁止であり、教化面の効果が強調される。身分制への反発ではなく、階層意識の消滅も見られない。殺人罪は重罪で、悪業であり、主人は法律・身分上の優位により人間社会で裁くことができないため、地獄審判に応報を受けさせることしかできないのである。

地獄の審判ではほしいままに奴婢を殺す罪を裁くだけではなく、奴婢を虐待することも罪になる。このような応報観は六朝志怪にすでに現れ、『冥祥記』には南朝宋の呉郡丞・袁廓の入冥経歴が載っている⁴⁹。袁廓は冥界で嫡母(父の正室)の王夫人の傷だらけの様子を目撃するが、彼女は生前に奴婢らをひどく鞭撻したせいで、冥界では逆に鞭撻の苦しみを味わっている。唐代に入って、応報の形はさらに多彩・多様化した。筆記小説には、奴婢を障害あるいは死亡にいたるまで虐待した応報として、急病での障害あるいは死亡という事態や、障害のある子供の出産、さらに毒蛇に変身する事例も描写されている。応報の多くは病気の形で現れるが、前章で論じた放良奴婢の事例でも主人の病気によって解放された場合が多いことが着目される。医薬発達の現代でも、病気に苦しむ人間も多く、まして死亡率が高い古代では病苦は応報と見なされ、かえって善行を行う動機になったのである。

奴婢を解放するのが善行を積むためであるということは、すでに敦煌放良書に見られ、『報応録』と『陰徳伝』に載る范明府と劉弘敬は、官僚層出身の娘で零落れて婢になった人を解放し、資金を提供して結婚させたので、陰徳を積んだと思われ寿命が延びて富貴を受けた⁵⁰。仏教の因果応報は前世からの因縁で人の身分階層を解釈し、前世で悪業をなした者は今世で奴婢に零落する。例えば、『甘澤謠』には潞州節度使薛嵩の青衣紅綫のことが載っており、彼女は前世で医者だったが、誤診によってある妊婦とお腹の双子を死なせたため、今世では女として生まれ、しかも賤民となったという⁵¹。また、たとえ賤民でも陰徳を積めば、必

ず福報が現れる。『広異記』に福報の物語がある。

唐孫明者、鄭州陽武人也。世貧賤、為盧氏莊客、善持金剛經、日誦二十遍、經二十年。自初持經、便絕葷血。後正念誦次、忽見二吏來追、明意將是縣吏、便縣去、行可五六里、至一府門。門人云、王已出巡、吏因閉明於空室中、其室從廣五六十間、蓋若蔭雲。經七日、王方至、吏引明入府。王問汝有何福。答云、持金剛經已二十年。王言此大福也。顧謂左右曰、昨得祇洹家牒、論明念誦勤懇、請延二十載。乃知修道不可思議、所延二十載、以償功也。⁵²

「莊客」とは部曲にあたり、奴婢より地位が高く、上級賤民である。盧氏の莊客の孫明は家柄が貧しく卑しいが、二十年間經文を唱え肉食を絶ったところ、死後閻魔王は彼の行為を「大福」と評価し、延命20年を許した。宗教活動を行うことも善業と見なされ、賤民にもかかわらず、孫明は延命の福報が与えられた。この物語では仏教宣揚にも関わらず、道教式の延命の福報を得ている。また、身分が低くても宗教の修業によって福報を得ており、文中に修道には不思議な効果があるというのはその意味であろう。

5. むすび

唐代小説には士族の話が多く、彼らの周りには必ず奴婢の姿が見られ、奴婢は主人とともに同居し、家事や労働を分担している。奴婢を主役とする物語もあり、彼らの靈異の経験が描かれている。小説から見た主僕関係は、人間界に存在するだけでなく、冥界にも存在する。小説に描写されている冥界は生前の継続であり、その生活スタイルは人間界と差異がないのである。主僕関係も生前から死後に継続し、奴婢が死後にも主人と同居し、主人の世話を仕えている。奴婢は従属性が強く、階級観が堅固で、死後も変わりはない。

このような状況で、奴婢が解放され良民となるのは主僕関係を変える唯一の方法である。これま

で見た放良奴婢の事例は唐中後期に集中しているが、史料の制約によりこの時期に奴婢の解放が流行したかどうかは確定できない。敦煌放良書と墓誌の内容から見ると、奴婢の解放は仏教思想と関係が深い。ただし、良民になっても、放良奴婢と旧主関係については、法律上では一般人として扱われることがなく、主僕関係は完全に消滅するわけではない。実際に放良奴婢は主人と同居する事例があり、その場合の放良奴婢の法律上の身分は部曲であり、奴婢より地位は高いが、依然として賤民である。この点から見ると、奴婢の解放は法律上より宗教上で有意義であることは明らかである。また、階級観は存在しているが、数多くの史料には、長期間の同居の結果、奴婢と主人は家族に近似した関係を築いた様子が見える。また、近年出土の墓誌によれば、放良奴婢が主人の養子女となる事例があり、単なる法律上の地位の上昇だけではなく、彼らを本当の家族とした例もある。

仏教では奴婢の解放が善業と見なされ、また地獄審判を唱え、教化の手段としている。そのため、法律上の主僕関係が極めて不均等でありながら、死後の地獄審判には身分の差別がない。生前に奴婢を迫害した主人は、法律上の優遇で刑罰を逃がれても、死後の地獄の審判ではついに冥律の制裁を受けるようになる。地獄の審判以外でも、さまざまな応報が不徳の主人に下る。仏教思想は階級観を破ることがないが、善悪の報いは必ず訪れることを強調し、その無差別の立場から見ると、下層の貧困大衆にとって、来世の希望を与えることになるのである。

(付記) 報告当日には高橋継男先生からご教示を賜りました。この場を借りて感謝の意を表します。

また、和訳について岸本美緒先生に多大なご協力をいただき、この場を借りて感謝の意を表します。

注

- 1 堀敏一『中国古代の身分制—良と賤』汲古書院、1987年。
- 2 李天石『中国中古良賤身份制度研究』南京師範大学出版社、2004年。
- 3 大澤正昭「答、僕、家族関係——『太平広記』、『夷堅志』に見る唐宋変革期の人間関係」、中国史研究会編『中国専制国家と社会統合』文理閣、1990年。
- 4 李伯重「唐代奴婢の異稱」、『唐研究』6、2000年、321～336頁。
- 5 『太平広記』巻332「唐暉」は『通幽記』を引き、文末に『唐暉手記』を出典と記すことより、作者は唐暉本人と分かる。李劍国『唐五代志怪傳奇敘録』南開大学出版社、1993年、156～157頁参照。
- 6 陳弱水「從『唐暉』看唐代士族生活與心態的幾個方面」、『唐代的婦女文化與家庭生活』允晨文化實業、2007年、243～271頁参照。
- 7 『太平広記』巻488「鶯鶯伝」。
- 8 『三水小牘』（中華書局、1958年）「飛煙伝」、45～49頁。
- 9 『太平広記』巻484「李娃伝」。
- 10 『太平広記』巻487「霍小玉伝」。
- 11 敦煌文書やトルファン文書における奴婢の契券については、前掲注2書23～25頁参照。
- 12 『雲谿友議』（世界書局、1991年）巻上「襄陽傑」、6～8頁。
- 13 前掲注9書。
- 14 『北夢瑣言』（中華書局、2002年）巻3「不肖子三變」、60頁。
- 15 『太平広記』巻242「李暉」。
- 16 前掲注2書26頁参照。
- 17 前掲注6論文参照。
- 18 『太平広記』巻340「盧頊」。
- 19 『広異記』（中華書局、1992年）「商郷人」、124頁。
- 20 『太平広記』巻372「張不疑」。
- 21 唐代における士族の妻方居住については、既に陳弱水氏の詳論がある。前掲注6論文参照。
- 22 蒲慕州『追尋一己之福——中國古代的信仰世界』允晨文化實業、1995年、196～227頁参照。
- 23 『玄怪録』（文史哲出版社、1989年）巻2「曹惠」、39～41頁。
- 24 『全後漢文』巻106「先人唐公房碑」、『全上古三代秦漢三国六朝文』中華書局、1958年、1042頁。
- 25 『太平広記』巻453「李令緒」。
- 26 『太平広記』巻486「無雙伝」。作者は薛調、大中年間及第。前掲注5書574～578頁参照。
- 27 前掲注10書。
- 28 『太平広記』巻160「李行脩」。
- 29 『隋唐五代墓誌匯編』（天津古籍出版社、1991～1992年、以下《匯編》と略称する。）洛陽巻第14冊、24頁。
- 30 「唐故通直郎行河中府猗氏縣尉苗府君墓誌銘」、《匯編》洛陽巻第14冊、126頁。
- 31 「唐故潤州延陵縣尉苗府君墓誌銘」、《匯編》洛陽巻第13冊、156頁。
- 32 浜口重国『唐王朝の賤人制度』同朋舎、1966年、11～15頁参照。
- 33 拙稿「七世紀～十世紀初の中國における上流階級の家族形態」（『お茶の水史學』44、2000年）において、唐代出土墓誌に見える死亡地点について検討を行った。その結果、一族内の複数の者が同一の里或いは坊の邸宅で死去している例が少なくないことがわかり、筆者はこれを家族同居現象の反映であると考えた。以上より、吳孝恭が苗氏の家人であったことから、その死亡地点の洛陽恭安里（坊）とは、苗氏の邸宅であろうと筆者は推測する。
- 34 平岡武夫「放從良——白居易の奴婢解放」（『東方學報』38、1967年、のちに『白居易——生涯と歳時記』朋友書店、1998年に収録）参照。
- 35 この墓誌の出土状況及び誌文については、張郁「唐王逆修墓發掘紀要」、『內蒙古文物考古文集』第2輯、中国大百科全書出版社、1997年を参照。また誌文はのちに『全唐文補遺』三秦出版社、2000年、第七輯、97～98頁に収録。
- 36 趙振華は誌主の名を「王逆修」とする。（『洛陽古代銘刻文獻研究』三秦出版社、2009年、622～623頁。）しかし、「逆修」は誌主の名ではなく佛教用語であり、誌文に「金紫光祿大夫、檢校太子賓客王少儀」とあることより、筆者は誌主の名は「王少儀」と考える。
- 37 趙君平・趙文成編『河洛墓刻拾零』北京図書館出版社、2007年、546頁。
- 38 前掲注36書615～619頁参照。
- 39 『唐律疏議』巻3名例律 府號官稱条（総20条、名例律20）の「免所居官」の疏議に曰く、「部曲妻者、通娶良人女為之。」趙振華は唐律に良賤不婚を規定し、王綰の妻李氏は「世代相襲的賤民之女」とする点で、筆者の見方とは食い違っている。前掲注36書617頁参照。
- 40 拙稿「從唐律規定看家庭內的身分等級」、高明士主編『唐代身分法制研究——以唐律名例律為中心』五南圖書出版、2003年、149～169頁参照。
- 41 陳登武『地獄・法律・人間秩序——中古国家宗教、社会與国家』五南圖書出版、2009年、117～169頁参照。

- 42 『太平広記』 卷124 「王簡易」。
- 43 陳登武『從人間世到幽冥界——唐代的法制、社会與国家』 五南圖書出版、2006年、347～361頁参照。
- 44 余英時著・侯旭東等訳『東漢生死觀』 上海古籍出版社、2005年、50～77頁参照。
- 45 『唐律疏議』 卷24鬪訟律 部曲奴婢告主条（総349条、鬪訟律48）。
- 46 『唐律疏議』 卷22鬪訟律 主殺有罪奴婢条（総321条、鬪訟律20）、毆部曲死決罰条（総322条、鬪訟律21）、部曲奴婢過失殺主条（総323条、鬪訟律22）。
- 47 『太平広記』 卷375 「韋諷女奴」。
- 48 『晋書』 卷82 「干宝伝」。
- 49 『冥祥記』 の原本は散逸し、現行の魯迅『古小説鉤沉』 は『法苑珠林』 から採集する。魯迅『古小説鉤沉』 齊魯書社、1997年、526～528頁参照。
- 50 『太平広記』 卷117 「范明府」、「劉弘敬」。
- 51 『甘澤謠』（上海古籍出版社、1991年）「紅綫」、26～32頁。
- 52 『広異記』（中華書局、1992年）「孫明」、19～20頁。